

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年七月二十八日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年七月二十八日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
マルスミ薬局	郡山市台新一丁目三〇番一二号	令和七年八月一日
アイル薬局 平店	いわき市平字月見町一三一	令和七年八月一日
サトウファーマシー薬局	南相馬市鹿島区横手字町田二一	令和七年八月一日
コスモ調剤薬局 伊達東店	伊達市梨子木町三一一	令和七年八月一日
アイランド薬局 平田店	石川郡平田村大字上蓬田字大隅二八番五号	令和七年八月五日